

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、立満池土地改良区、男井間池土地改良区、高松市弦打土地改良区、高松市西植田土地改良区、小田奈良須両池土地改良区、高松市一宮土地改良区、木田郡二股土地改良区及び木田郡三木町土地改良区の定款の変更を令和3年6月3日認可した。

令和3年6月11日

香川県知事 浜 田 恵 造